

運転免許証自主返納支援のお知らせです！

運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方にタクシー券を進呈する「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を平成29年4月から始めています。

運転免許証の自主返納は滝川警察署砂川分庁舎または札幌運転免許試験場で手続きができます。運転免許証を自主返納した後に、総務課交通防災係にお越しください。

①まず滝川警察署砂川分庁舎などで手続きを！

運転免許証の自主返納（申請による取り消し）

★申請方法 運転免許証を返納される本人が下記のものを持参のうえ、滝川警察署砂川分庁舎等で手続きしてください。手数料は無料です。

- ・運転免許取消申請書（申請窓口に用意しています）
- ・運転免許証
- ・運転免許証が紛失などでお手元にない人は、申請者本人を確認できる書類など

申請・お問い合わせ

滝川警察署砂川分庁舎交通係 電話：54-0110

②次に役場で申請を！

運転免許証自主返納支援事業

○対象者 申請時に浦臼町に住民登録されている満65歳以上の方で、申請時1年以内にすべての種類の運転免許証を自主返納した方

※自主返納した日から1年以内に申請してください。

※申請は1人1回限りで、代理人でも申請できます。

○支援品 ビジコータクシー（乗り合いタクシー含む）や浦臼町社会福祉協議会の福祉有償運送サービスで利用できる30,000円分のタクシー助成券（申請により3カ年度継続）

○申請方法 下記のものを持参のうえ、役場総務課交通防災係までお越しください

- ・公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」
- ・印鑑

申請・お問い合わせ 総務課交通防災係 電話：68-2111

《有効期限切れによる失効は対象となりませんのでご注意ください》

無料法律相談会の開催

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が下記日程で開催されます。

日時 4月12日（水） 13時～15時

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続・遺言・登記（法人・不動産）、債務整理、民事裁判、成年後見等

お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話 **完全無料**

相談予約
ダイヤル **0125-22-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

気軽
に

電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

12歳～64歳でオミクロン株対応ワクチン未接種の方へお知らせです

12歳～64歳の方が、今後新型コロナオミクロン株対応ワクチンの接種を希望される場合、

- 医療従事者等に該当しない方
 - 基礎疾患などをお持ちでない方
- は、**令和5年5月8日から8月までの期間**
ワクチンの接種を受けることができなくなります

- ・接種を希望される方は、**5月7日(日)**までに接種を受けてください。
- ・この後9月以降に接種できるようになりますが、日程などは決まり次第お知らせします。

《接種場所・予約先》

花月クリニック（新十津川町花月201-68）
電話：74-2022（受付時間 9:00～17:00）

※予約時に、必ず浦臼町民であることをお伝えください

*月曜日・金曜日・土曜日に接種できるようになっていますが、接種日時の詳細については、予約時に直接花月クリニックにご相談ください。

*接種当日の持ち物

- ・接種券付き予診票（緑色の封筒で郵送しています）
- ・本人確認書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード など）
- ・おくすり手帳（お持ちの方）
- ・母子健康手帳（親子健康手帳）：12～18歳の方

*接種については、右のQRコード（町公式ホームページ）からも確認できます。



町HP

お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター） 電話：69-2100

<令和5年度に高校1年生となる生徒の保護者の皆様へ> 高等学校で使用するタブレットの購入費を助成します！

高等学校から必要となるタブレット端末の購入に対する助成制度があります。

対象者	○高等学校からタブレットの支給や貸与を受けず、家庭でタブレットを用意する保護者 ○町内に住所があり、令和5年度に高等学校へ入学した生徒の保護者 ○交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者 ○生活保護を受給していない者
助成対象 交付額	○ 交付上限額 30,000円/生徒1人（100円未満切り捨て） ○タブレット本体代金に対する助成です。 ○生徒1人あたり1回限りの助成です。 ○他市町や他の制度から助成金が交付されている場合は、その額を除いた残額を助成金の額とします。
申請方法	① タブレットを購入したことを証明する書類 高等学校からの案内文書、領収書と購入内訳がわかる納品書等をご用意ください。 ② 振込先金融機関の預金通帳の写し（申請保護者名義のもの） ③ 他の制度から補助金等が支給されている場合は、決定通知書の写し等金額がわかるもの ④ 在学証明書または学生証の写し ⑤ 申請書兼請求書（紙または電子申請）  ←電子申請はコチラから ①～④を揃えて教育委員会へお越しく下さい。⑤を記入して申請となります。
問い合わせ先	教育委員会学務係 電話：68-2166/FAX：68-2976